

介護予防支援の指定対象拡大に伴う 対応について

介護予防支援の指定対象の拡大(改正の概要)

厚労省・社保審 介護保険部会

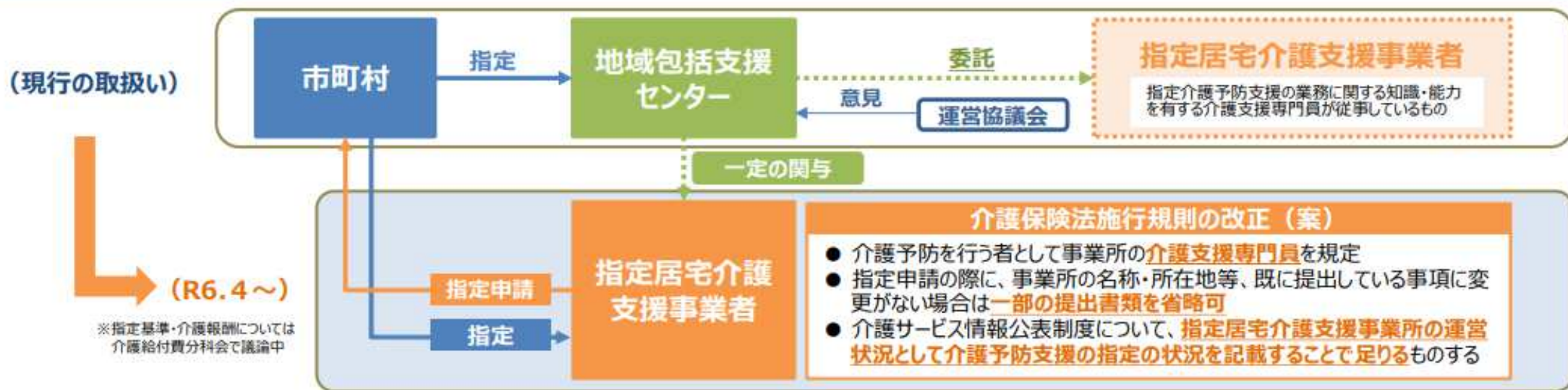
第109回(R5.12.7)

資料3-1 (一部抜粋)

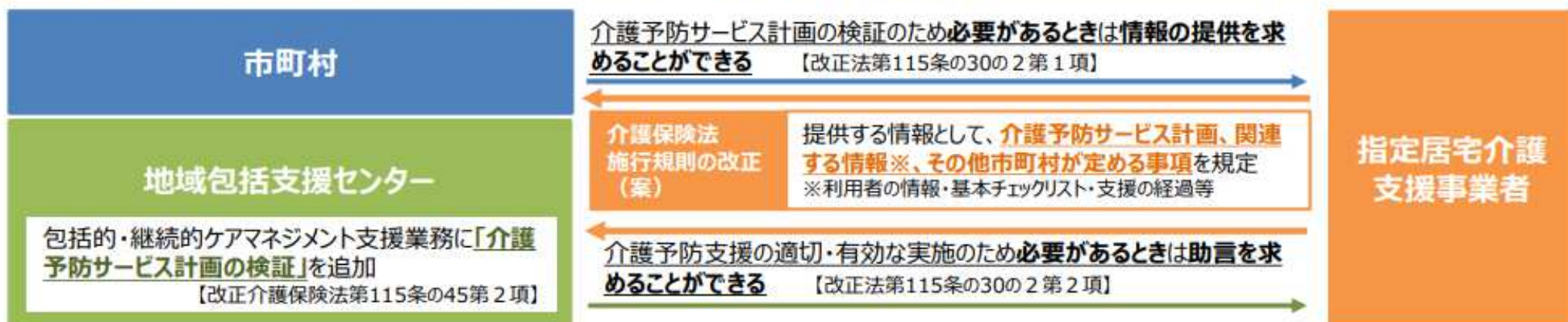
「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会)

○ こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、**地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当である。**

1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与



○現行、本市の介護予防支援における居宅介護支援事業者への委託割合は1割程度に留まり、大半を地域包括支援センターが自ら対応。居宅介護支援事業者が介護予防支援を行う機会が少なかった。

Cf.委託率の全国平均 49.3% (出典:地域包括支援センター運営状況調査)
(注)委託率のカウントの仕方は異なる可能性がある。

○このため、今後、居宅が指定を受けて本事業を行う場合には、本市が構築してきた介護予防支援の考え方や、アセスメントツールの活用等の手法、総合事業の多様なサービスの知識等について共有し、要支援者の自立に資するプラン作成等が行えるよう支援することが必要。

○また、地域資源や課題の把握を行う地域包括支援センターとの連携を効果的に行うとともに、制度上「一定の関与」が求められる地域包括支援センターに過度な負担が生じないようにすることも必要。

⇒以上を踏まえ、今般の指定対象の拡大に当たっては、居宅が介護予防支援を実施する際の一定のルールを設定することとしてはどうか。²

指定介護予防支援に関する基準について

- 介護保険法上、指定介護予防支援に関する基準は、市が条例で定めるとされている。

◎介護保険法(平成9年法律第123号)

(指定介護予防支援の事業の基準)

第百十五条の二十三 指定介護予防支援事業者は、次条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従い、要支援者の心身の状況等に応じて適切な指定介護予防支援を提供するとともに、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定介護予防支援を受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

2・3 (略)

第百十五条の二十四 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

4～6 (略)

条例で定める内容(案)について

- 適切な指定介護予防支援の提供及び地域包括支援センターとの効率的な連携のために行うべき事項(詳細は別途要綱で定める)を遵守することを具体的取扱方針に規定

◎生駒市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成26年条例第47号)

新	旧
<p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(29) 略</p> <p><u>(30) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前各号に掲げるもののほか、研修の受講、地域包括支援センターと連携したアセスメントの実施その他の適切な指定介護予防支援の提供及び地域包括支援センターとの効果的な連携のために行うべきものとして市長が別に定める事項を遵守しなければならない。</u></p>	<p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(29) 略</p>

要綱で定める具体的事項(案)について

- 条例の規定中の「市長が別に定める事項」については、要綱において以下の事項を規定することを想定。

○生駒市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する要綱の一部を改正

(1)介護支援専門員の研修の受講(研修の内容は次の①～⑥)

- ①地域包括ケアの深化・推進についての目指すべき方向性
- ②生駒市における総合事業の特性
- ③生駒市独自のアセスメントツールの活用
- ④生駒市独自の診療情報提供書の取扱い
- ⑤指定介護予防支援の考え方と進め方
- ⑥その他適切な介護予防支援の提供のために必要な事項

(2)地域包括支援センターの初回訪問時の同行と連携したアセスメントの実施

(3)ケアプランの適正化・好事例の提供

- ①初回プランの提出
- ②プラン更新前3カ月や区分変更時の地域ケア会議への参画協力
- ③市が実施するケアプラン点検へのプランの提出